

御代田 消防署からみなさんへ



9月9日は「救急の日」

救急の日は、「9(きゅう)9((きゅう)」の語呂合わせから、救急医療や救急業務に対する正しい理解と認識を深めることを目的として、厚生労働省によって定められました。また、「救急の日」を含む1週間(日曜日から土曜日まで)を「救急医療週間」として、救急に関するさまざまな行事が実施されています。

このような症状があればすぐに119番に電話して救急車を呼びましょう

- 呼吸をしていない。息がない。
- 脈がない。心臓が止まっている。
- お風呂などで沈んでいる。
- 呼び掛けても反応がない。
- 普通にしゃべれない。声が出せない。
- 顔色、唇、耳の色が悪い。冷や汗をかいている。

119番通報について(救急の場合) ※佐久圏域の119番通報は佐久広域消防本部で受けています

- ①「火事ですか? 救急ですか?」→ (例) 救急です。
- ②「市町村(傷病者のいる場所)を教えてください。」→ (例) 御代田町〇〇番〇号です
- ③「どうしましたか?」→ (例) 意識がありません。 ※質問形式でお答えください。
- ④「すぐに救急車が向かいます。あなたの名前と電話番号を教えてください。」→ (例) 〇〇太郎です。32-△△△△です。



※上記の他に、傷病者の情報を詳しく聞くことがありますので、ご協力をお願いします。
 (例)「生年月日・性別を教えてください。」「既往歴・かかりつけの病院を教えてください」など場所、災害の種類(火災・救助・救急など)、どんな状況かわかり次第、適切な車両を出発させます。通報の途中でも車両は向かうことができますので、まずは落ち着いて場所を教えてください。住所がわからない場合は、目標物(近くの建物、信号機の名称など)をお伝えください。

また救急車が来たら次のようなことを伝えてください

- 事故や具合が悪くなった状況や救急隊が到着するまでの変化
- 行なった応急手当の内容
- 具合の悪い方の情報(持病、かかりつけの病院やクリニック、普段飲んでいる薬、医師の指示など)

用意しておくの良いもの

- 保険証や診察券
- 普段飲んでいる薬(おくすり手帳)
- 靴(帰宅の際に使用するもの)
- 母子健康手帳(乳幼児の場合)

救急車適正利用について

本当に緊急を必要とする方のために、救急車の適正な利用をお願いします。ただし緊急に医療機関等に搬送しなければならない場合は、迷わず救急車を要請してください。

症状等については、総務省消防庁のホームページに救急車利用マニュアルとして掲載されていますのでご確認ください。

消防署において5名以上から救命講習会を随時受付しております。感染防止対策等の詳細は佐久広域連合消防本部のホームページまたは消防署へお問い合わせください。

問い合わせ先 御代田消防署予防係 (32) 0119

介護のとびら

地域包括支援センター
 (保健福祉課地域包括支援係) (31) 2510

地域包括支援センターではこんな仕事をしています。

シリーズ④ 介護相談からの流れ

介護に関する相談は、窓口または電話で対応しています。本人からの相談だけでなく、家族や知人などからの相談も可能です。

介護相談の流れについては、図を参照ください。詳細については、順に説明します。

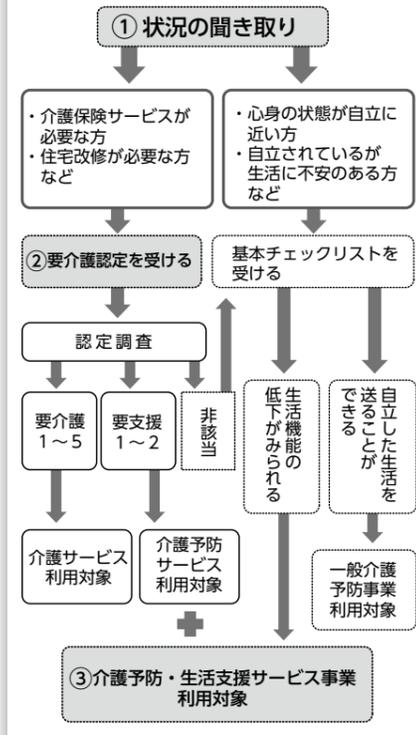
① 状況の聞き取り
 窓口または電話による初回相談後、生活状況の確認も兼ねて訪問させていただき、その際、生活上の困りごとについてどのように対応してい

きたいのか、気持ちや考えを伺います。

② 要介護認定または基本チェックリストを受ける
 【要介護認定】
 心身の状態により要介護認定を受ける必要があれば、申請の手続きをします。介護認定のための調査を経て、1か月程で要介護度が決定されます。要介護1以上と判定された場合は、居宅介護支援事業所を紹介いたします。

③ 状態に応じたサービスの提案
 要支援者やチェックリスト該当者は、引き続き地域包括支援センターでサービスに関する相談や支援計画書の作成などを行います。

本人の意思や心身状態などを踏まえ、サービスの利用により生活状態が改善する場合は、町の事業である介護予防・生活支援サービス事業または一般介護予防事業を案内します。それぞれの事業については、次回詳しく紹介します。



基本チェックリスト

項目	該当	非該当
1. 歩行が困難である		
2. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用している		
3. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用していない		
4. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
5. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
6. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
7. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
8. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
9. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
10. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
11. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
12. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
13. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
14. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
15. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
16. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
17. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
18. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
19. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
20. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
21. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
22. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
23. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
24. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
25. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
26. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
27. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
28. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
29. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		
30. 歩行が困難な場合、歩行補助具を使用しているが、歩行補助具の調整が適切でない		

お知りませ
 《9月介護予防教室》
 9月10日(金)
 午後1時30分～2時30分
 会場 エコールみよた2階大会議室
 「ストレッチでじっくり体を動かそう!」
 講師 健康運動指導士 荒川 玲子氏
 ※先着40名
 参加人数の把握、準備のため事前申込制としています。

《生活・介護支援サポーター(11期生)養成講座》
 9月15日(水)
 午後1時30分～3時30分
 会場 役場2階大会議室
 「救命救急法 命を救う応急手当」
 講師 御代田消防署

養成講座は皆さまが始めた月から1年間、受講生として講座を受けていただきます。講座の受講は、3日前までの申し込みが必要です。

申し込み、問い合わせは保健福祉課地域包括支援係(31)2510までお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により中止になる場合がございますので、ご了承ください。

子育てを応援するフリーマガジン [ママモ]

mamamo

ママモ49号は好評配布中です!

復職、再就職、ひとり起業
特集 どうする? 私たちの働き方 / 記念日フォト&お祝いごはん(テイクアウト)

小諸市内をはじめ佐久地域の幼稚園・保育園で園児一人一人に無料配布しています!

「お友だち追加」でうれしい特典
 ●「お友だち追加」でうれしい特典
 ① ママモの表紙モデルに応募できる!
 ② 会員さん限定のお得な情報をゲット! などなど...

お便り、お写真など投稿募集中 → <http://mamamo.info/> 右のQRからもどうぞ。

企画・編集・発行 株式会社アイク 佐久市猿久保805-1 TEL.0267-66-6660 FAX.0267-66-6661